

計画作成年度	令和元年度
計画主体	十和田市

# 十和田市鳥獣被害防止計画

令和2年3月16日策定

## <連絡先>

担当部署名 十和田市農林商工部農林畜産課  
所在地 十和田市西十二番町6番1号  
電話番号 0176-23-5111(代表)  
電話番号 0176-51-6745(直通)  
FAX番号 0176-22-9399  
メールアドレス [info@city.towada.lg.jp](mailto:info@city.towada.lg.jp)(代表)  
メールアドレス [norintikusan@city.towada.lg.jp](mailto:norintikusan@city.towada.lg.jp)(直通)

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、ツキノワグマ、カワウ、カモ類(カルガモ、マガモ)、サギ類(ゴイサギ、ダイサギ)、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、アライグマ、ハクビシン
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	青森県十和田市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(平成30年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
カラス	—	—
ツキノワグマ	デントコーン・スイートコーン	69千円、0.06ha
カワウ	魚類(放流稚魚)	—
カモ類	魚類(放流稚魚)	—
サギ類	魚類(放流稚魚)	—
ニホンジカ	—	—
イノシシ	—	—
ニホンザル	桃	23千円、0.05ha
アライグマ	—	—
ハクビシン	—	—
計		92千円、0.11ha

## (2)被害の傾向

### ①カラス

カラスによる農作物被害は、平成28年度から平成30年度は報告されてはいないが、平成27年度にりんご・桃などの果実で発生している。今後、農作物被害が懸念される。

### ②ツキノワグマ

ツキノワグマによる農作物被害は、8月から9月に、飼料作物のデントコーンの食害を中心に、トウモロコシ・プラム・桃などで発生している。被害区域は主に、奥瀬・沢田・切田・米田・大不動地区等となっている。

また、目撃情報が広範囲に及ぶことから、今後、被害区域の拡大が懸念される。

#### ○農作物被害状況

年 度	面積(ha)	金額(千円)
平成28年度	0.35	143
平成29年度	0.19	72
平成30年度	0.06	69

### ③カワウ、カモ類、サギ類

カワウ、カモ類、サギ類は、奥入瀬川流域の相坂地区から奥瀬地区の広範囲にかけて多数の個体が生息しており、漁協が放流した稚魚等が食害を受けている。

### ④ニホンジカ

農林業被害の実態は確認できていないが、切田地区をはじめ広範囲で目撃情報があることから、今後、農林業被害が懸念される。

### ⑤イノシシ

農林業被害の実態は確認できていないが、市内や近隣市町村で目撃情報があることから、今後、農林業被害が懸念される。

### ⑥ニホンザル

平成30年度に米田地区において、桃の農作物被害が発生した。ニホンザルは、米田地区以外でも広範囲に目撃情報があることから、今後、さらなる農作物被害が懸念される。

### ⑦アライグマ

農作物被害の実態は確認できていないが、米田地区をはじめ伝法寺地区等でアライグマのものと思われるフンや寺社への痕跡が認められることから、市内での生息が予想され、今後、農作物被害が懸念される。

⑧ハクビシン

農作物被害の実態は確認できておらず、目撃情報も寄せられてはいないが、アライグマと同様に市内での生息が予想され、今後、農作物被害が懸念される。

(3)被害の軽減目標

鳥獣の種類	指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和4年度)
カラス	被害額	—	—
	被害面積	—	—
ツキノワグマ	被害額	69千円	48千円
	被害面積	0.06ha	0.04ha
カワウ	被害額	—	—
	被害面積	—	—
カモ類	被害額	—	—
	被害面積	—	—
サギ類	被害額	—	—
	被害面積	—	—
ニホンジカ	被害額	—	—
	被害面積	—	—
イノシシ	被害額	—	—
	被害面積	—	—
ニホンザル	被害額	23 千円	16 千円
	被害面積	0.05ha	0.03ha
アライグマ	被害額	—	—
	被害面積	—	—
ハクビシン	被害額	—	—
	被害面積	—	—
計	被害額	92 千円	64 千円
	被害面積	0.11ha	0.07ha

#### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>青森県猟友会十和田市支部及び青森県猟友会十和田湖町支部に有害鳥獣捕獲業務を委託し、捕獲に取り組んできた。</p> <p>平成29年度からは、十和田市鳥獣被害対策実施隊を組織し、有害鳥獣捕獲に取り組んでいる。</p> <p>捕獲手段は、ツキノワグマでは、市が所有する約10台の箱わなを用いた。また、カラス、カワウ、カルガモでは銃器を用いて駆除した。</p>	猟友会に新規に加入する若年者が少なく、会員が高齢化していることから、実際に狩猟及び有害鳥獣捕獲に従事する者が減少している。
防護柵の設置等に関する取組	防護柵の設置については、被害区域が広範囲であることから実施していない。	防護柵の設置は、被害区域が広範囲であることや設置及び維持管理に係るコストが課題となっている。

#### (5) 今後の取組方針

<p>平成29年度より「十和田市鳥獣被害対策実施隊」を編成し、有害鳥獣捕獲に取り組んでおり、実施隊を中心に、農作物被害等の防止・軽減に努める。</p> <p>ツキノワグマについては、農林業被害等の状況(被害区域・被害発生時期など)を勘案し、箱わなによる確実な捕獲に取り組むとともに、その個数が限られていることから、防護柵の設置についても、今後、積極的に取り組む必要がある。</p> <p>また、近年、その出没範囲が拡大し住宅街で目撃されるケースも発生していることから、人的被害防止のため銃器を用いた緊急的な捕獲を実施するなど、適切に対処する。</p> <p>カラス、カワウ、カモ類、サギ類については農作物等の被害状況に応じて、銃器による捕獲を実施する。</p> <p>ニホンジカについては、目撃や農林業被害等の情報収集に努めるとともに、狩猟期間外も積極的な有害鳥獣捕獲を実施する。</p> <p>イノシシについては、目撃や農林業被害等の情報収集に努めるとともに、狩猟期間外も積極的な有害鳥獣捕獲を実施する。</p> <p>ニホンザルについては、目撃や農作物被害等の情報収集に努めるとともに、箱わなによる捕獲を実施する。</p> <p>アライグマについては、目撃や農作物被害等の情報収集に努めるとともに、箱わなによる積極的な捕獲を実施する。</p> <p>ハクビシンについては、目撃や農作物被害等の情報収集に努めるとともに、生息が確認された場合には、箱わなによる積極的な捕獲を実施する。</p> <p>なお、実施隊員は、市の非常勤職員として人的被害防止等の職責を担うため、銃器を取り扱う技術の向上や、狩猟及び野生鳥獣に対する知識等の習得に積極的に努める。</p>
--

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

平成29年度より「十和田市鳥獣被害対策実施隊」を編成しており、隊員のうち捕獲を適正かつ効果的に行うことができる技能を有する狩猟免許所持者を対象鳥獣捕獲員に任命又は指名し、対象鳥獣の捕獲等に従事させている。

また、関係機関・団体との緊密な連携のもと、被害状況の速やかな把握・情報共有に努める。

ツキノワグマについては、人的被害防止のため、市が発信する電子メール(安全・安心メール)、防災無線放送、広報誌等を活用し、市民に対し目撃場所等を周知し、注意喚起する。

ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシの捕獲は、わな及びライフル銃以外の銃器を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年 度	対 象 鳥 獣	取 組 内 容
2年度 ～ 4年度	カラス ツキノワグマ カワウ カモ類 サギ類 ニホンジカ イノシシ ニホンザル アライグマ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 農協や漁協職員、担い手農家等を対象に、実施隊(猟友会)等による研修会の開催や情報提供に努め、新規の狩猟者の育成や、捕獲従事者の確保を図る。</li><li>・ 対象鳥獣の捕獲については、被害の状況(被害区域・被害時期・箱わな設置場所など)を見極め、より効果的な捕獲手法を検討する。</li></ul>

### (3)対象鳥獣の捕獲計画

#### 捕獲計画数等の設定の考え方

カラスについては、依然として農作物等における被害の発生が懸念されているため、個体数を減少させるため捕獲計画数を50羽とする。

ツキノワグマは、近年、出没範囲(目撃及び被害区域)が拡大していることから、引き続き農林業被害の防止・軽減を図るほか、人的被害の防止のため、捕獲計画数を15頭とする。

カワウ、カモ類、サギ類については、今後も農産物や水産物への被害の発生が予想されることから、個体数減少のため捕獲計画数をカワウ、カモ類は50羽、サギ類は15羽とする。

ニホンジカ、イノシシ、アライグマについては、これまで農作物被害の報告がなく、捕獲実績はないが、指定管理鳥獣や外来生物であることから、予察捕獲も含めて、可能な限り捕獲する。

ハクビシンについては、生息が確認された場合には、アライグマと同様の対応を行う。

ニホンザルについては、これまで捕獲実績はないが、桃の農作物被害が発生し、目撃情報もあることから、今後の農作物被害を防ぐため、必要最小数を捕獲する。

対象鳥獣	捕獲実績数		
	28年度	29年度	30年度
カラス	2羽	31羽	41羽
ツキノワグマ	4頭	5頭	17頭
カワウ	3羽	4羽	42羽
カモ類	9羽	53羽	73羽
サギ類	—	—	10羽
ニホンジカ	—	—	—
イノシシ、アライグマ、ハクビシン	—	—	—
ニホンザル	—	—	—

対象鳥獣	捕獲計画数		
	2年度	3年度	4年度
カラス	50羽	50羽	50羽
ツキノワグマ	15頭	15頭	15頭
カワウ	50羽	50羽	50羽
カモ類	50羽	50羽	50羽
サギ類	15羽	15羽	15羽
ニホンジカ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
イノシシ、アライグマ、ハクビシン	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ニホンザル	必要最小数	必要最小数	必要最小数

捕獲等の取組内容
<p>捕獲については、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、対象鳥獣の被害状況に応じて捕獲方法や捕獲場所を検討し、最も効果が期待できる方法で実施する。</p> <p>カラスについては、農作物の被害地域及び周辺において銃器(ライフル銃除く)により捕獲する。</p> <p>ツキノワグマについては、箱わな設置による方法を基本とするが、緊急捕獲等、出没状況に応じて銃器を使用する。</p> <p>カワウ、カモ類、については、胃の内容物の調査等により、奥入瀬川流域において放流した稚魚等の食害が確認されており、銃器(ライフル銃除く)により捕獲する。サギ類についても同様に捕獲する。</p> <p>ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ハクビシンについては、周辺の住環境等を考慮しながら、箱わなや銃器等により可能な限り捕獲を行う。</p> <p>ニホンザルについては、捕獲の必要性が生じた場合は周辺の住環境等を考慮しながら、箱わなや銃器等により必要最小数の捕獲を行う。</p>

ライフル銃により捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシの捕獲は、わな及びライフル銃以外の銃器を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
十和田市	無し(権限委譲済み)

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	2年度	3年度	4年度
ツキノワグマ	無し		



(2)その他被害防止に関する取組

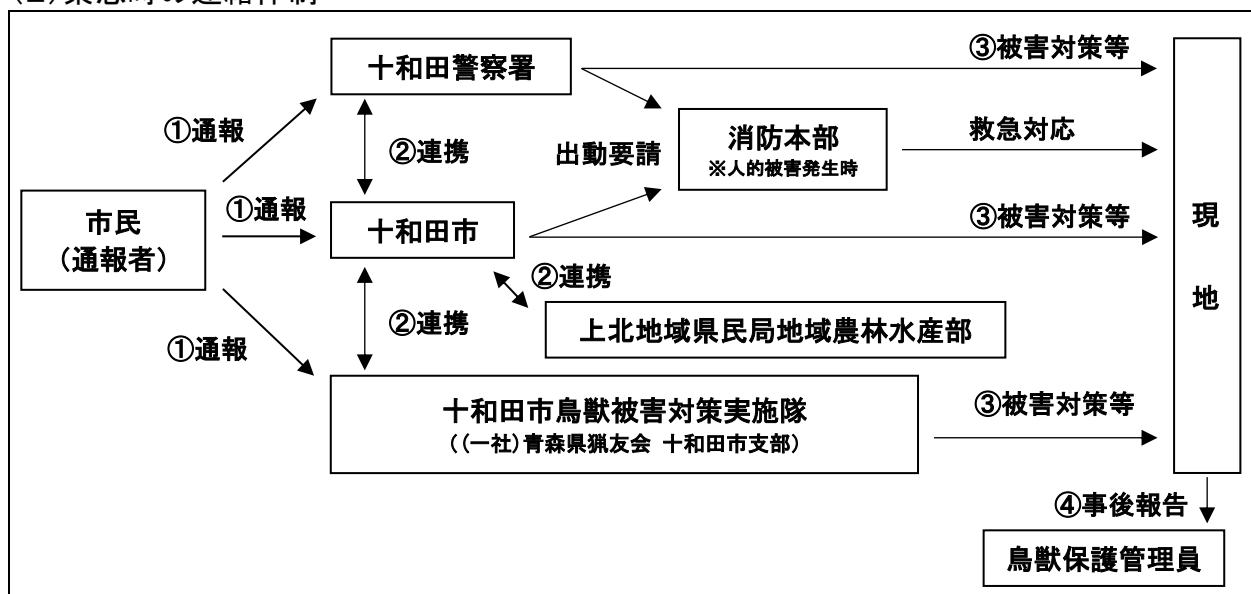
年度	対象鳥獣	取組内容
2年度 ～ 4年度	カラス ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ツキノワグマやカラスの誘引源となる、廃棄農作物の処理方法や生ゴミの管理を厳重にするなどについて、市が発信する「安全・安心メール」を活用して、被害防止活動の普及啓発に努める。</li> <li>・ ツキノワグマについては、市の広報誌や防災無線放送及び電子メール(安全・安心メール)等により、出没情報等の提供及び注意喚起を行う。</li> </ul>
	ニホンジカ イノシシ ニホンザル アライグマ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民へのニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、アライグマ、ハクビシンによる農産物被害等に関する啓発活動</li> <li>・ 目撃情報の収集</li> </ul>

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1)関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
十和田市	<p>被害状況の把握及び電子メール(安全・安心メール)等の活用による市民への周知・注意喚起を行う。</p> <p>また、県・警察等と連携した対応を図る。(市民の避難誘導、県・警察への緊急捕獲の連絡・情報共有、十和田市鳥獣被害対策実施隊への緊急捕獲の指示、巡回活動、市民の避難誘導等)</p>
十和田警察署	<p>銃器等の取扱いに関する助言指導を行うとともに、市と連携した対応を図る。(現地確認、被害状況の把握、市等との情報共有、巡回活動、市民の避難誘導等)</p>
青森県上北地域県民局地域農林水産部 林業振興課・農業普及振興室	<p>市と連携した対応を図る。(被害状況の把握、市等との情報共有等)</p>
十和田市鳥獣被害対策実施隊 ( (一社)青森県猟友会十和田市支部)	<p>市と連携し、緊急捕獲等の対応を図る。(箱わな・銃器を用いた捕獲、巡回活動、市民の避難誘導等)</p>
十和田地域広域事務組合消防本部	<p>人的被害発生時に対応する。</p>

## (2) 緊急時の連絡体制



## 6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、適正に処理する。特に、銃器に鉛弾を使用する場合は、確実に捕獲個体を回収する。

なお、捕獲した鳥獣の処理体制については、十和田市廃棄物担当部局と連携し、捕獲者や廃棄物処理業者等の関係者に周知する。

また、十和田市有害鳥獣被害防止対策協議会の捕獲事業により捕獲された鳥獣は、協議会の構成員である十和田市等が廃棄物の排出者として適正に処理することとする。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、食品としての利用に適さない又は捕獲数が少なく食品としての利用促進が困難であるため、上記6のとおり適切に処理する。

また、鳥獣の生態系の学術的活用が必要な場合は、試験研究機関等に検体として提供する。

## 8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	十和田市有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
環境省十和田八幡平国立公園管理事務所	・ 国指定十和田鳥獣保護区での捕獲許可
十和田警察署	・ 熊が出没した際の現場確認・巡回等 ・ 銃器等の取扱いに関する指導・助言
青森県上北地域県民局地域農林水産部 林業振興課・農業普及振興室	・ 対象鳥獣関連情報の提供 ・ 被害防止計画、被害対策、及び被害防止技術の指導・助言
(一社)青森県猟友会十和田市支部	・ 対象鳥獣関連情報の提供 ・ 捕獲の実施
十和田おいらせ農業協同組合	・ 農作物被害に関する情報提供
奥入瀬川鮭鱒増殖漁業協同組合	・ 水産物被害に関する情報提供
奥入瀬川漁業協同組合	・ 水産物被害に関する情報提供
十和田市農林商工部農林畜産課	・ 協議会事務局の担当 ・ 協議会に関する連絡・調整 ・ 被害対策の実施

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
林野庁 東北森林管理局 三八 上北森林管理署	・ ツキノワグマ等鳥獣の出没情報の提供 ・ 被害防止対策の助言 ・ 林業被害に関する情報提供
上十三地区森林組合	・ ツキノワグマ等鳥獣の出没情報の提供 ・ 林業被害に関する情報提供
上北森林組合	・ ツキノワグマ等鳥獣の出没情報の提供 ・ 林業被害に関する情報提供

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>十和田市鳥獣被害対策実施隊を平成 29 年 4 月 28 日に設置。          ・実施隊員は、(一社)青森県猟友会十和田市支部より選出し、構成する。          ・規模構成、被害防止対策等については、別紙 十和田市鳥獣被害対策実施隊体制図のとおり。</p>
--

### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

## 9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

対象鳥獣の捕獲等に関して、隣接する市町村や関係団体と連携を図っていく。
-------------------------------------